

## 平成30年度飼料の業務報告（平成30年4月～平成31年3月）

### 1 飼料業務の概要

「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」に基づき、県内に流通する飼料の品質改善と安全性確保を推進するため立入検査を行い、法令に基づく業務の実施、収業去した飼料の分析、各種のガイドライン遵守状況等を確認した。また、県内飼料等販売者からの法に基づく届出の受理、届出に関する指導等を行った。

### 2 飼料等販売業者からの届出（対象は本社が県内に所在する事業者）

飼料販売業者からは23件、飼料添加物販売業者からは10件の届出があった(表1)。

表1 届出件数

区分	届出の種類	件数
飼料販売業者	新規届	4件
	変更届	16件
	廃止届	3件
	合計	23件
飼料添加物販売業者	新規届	1件
	変更届	8件
	廃止届	1件
	合計	10件

### 3 飼料の立入検査

#### (1) 立入検査の結果

県内流通飼料等の製造事業場及び飼料の販売事業場・保管施設を対象に46事業場等で立入検査を実施し、原料の確認や保管状況、表示等による流通飼料の安全性の確認及び帳簿の備付けや記録の保管、届出の確認等法令に基づく業務実施の確認を行った(表2)。

併せて牛用飼料の区分保管等BSEに関するガイドラインや食品残さ等利用飼料の安全確保ガイドライン等の遵守状況確認等を行った。

検査結果に基づいて、帳簿の備え付けや表示票の作成、BSEガイドラインに基づく規則作成等について、5業者へ指導を実施した。

平成17年10月31日付け17消安第5656号農林水産省消費・安全局長通知に基づく、平成17年度からの飼料製造事業場及び飼料保管施設への検査実施率は以下のとおり。

- ・ 飼料製造事業場： 96.8% (60 / 62 事業場)
- ・ 飼料保管施設： 86.0% (203 / 236 施設)

表2 検査結果

区分	立入 検査 箇所数 (a)	指摘 事項		指摘事項内容 (件数)												
		箇所 数 (b)	割合 (%) (b/a)	法第2章関係						規格 適合 飼料	法第 8条 表示	製造 業者 届	その他	計 (c)		
				成分 規格	製造 の基 準	保存 の基 準	使用 の基 準	表示 の基 準	特定 飼料 等						製造 管理 者	
承認配合飼料工場																
その他の配混合飼料工場	2															
単体飼料工場	9	4	44%											6	6	
飼料製造業者 (上記以外※)	1															
飼料添加物工場																
飼料添加物製造業者 (上記以外)																
飼料輸入業者	1															
飼料添加物輸入業者																
飼料販売業者	33	1	3%											1	1	
飼料添加物販売業者																
使用者 (畜産農家)																
使用者 (養殖漁家)																
運送業者																
運送取扱業者																
倉庫業者 (サイロ)																
倉庫業者 (サイロ以外)																
計	46	5														7

※飼料製造業者 (その他) は中継基地を示す。

(2) 収去検査

配合飼料2件、混合飼料1件、単体飼料2件、合計5件を収去し、飼料の安全性(重金属)及び栄養性を分析したが、異常は認められなかった(表3・4)。

表3 収去品の検査成績

区分	収去件数	正常なもの		正常でないもの		法第3条関係		法第32条関係				正常でないものの処置(件数)						
		件数	割合(%)	件数	割合(%)	試験件数	正常でないもの		試験件数	正常でないもの			行政指導	指示	行政処分	告発	備考	
							件数	割合(%)		成分量(件数)	原材料(件数)	計						割合(%)
配合飼料	2	2	100%															
混合飼料	1	1	100%															
単体飼料	2	2	100%															
飼料添加物																		
計	5	5	100%															

表4 収去品の安全性に関する検査結果

区分	収去件数	検査項目		正常なもの		正常でないもの	
		カドミウム	鉛	件数	割合(%)	件数	割合(%)
		(件数)	(件数)				
配合飼料	2	2	2	2	100%		
混合飼料	1	1	1	1	100%		
単体飼料	2	2	2	2	100%		
計	5	5	5	5	100%		

(3) 重量検査

配合飼料1件で実施し、異常は認められなかった。

#### 4 飼料の違反内容と処置及び指導事項

##### (1) 違反内容と処置

該当なし。

##### (2) その他の指導事項

届出と現況が異なる本県の業者には変更届等の提出等の指導を行い、是正された。

また、他都県に本社が所在する業者については、本社の所在する都県へ連絡し、実態に即した届出提出指導等を要請した。

#### 5 飼料検定状況

平成9年に本県内の公定規格飼料製造事業場が廃止されたため、平成10年以降福島県飼料検定条例に基づく飼料検定は実施していない。